

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 133 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 134 号 令和元年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 135 号 令和元年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 136 号 令和元年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 144 号 岩国市認定こども園条例

議案第 146 号 岩国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 147 号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第 133 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、教育費の中学校費の学校施設整備費に関し、委員中から、建設関係工事請負費の内容について質疑があり、当局から、「緊急を要する由宇中学校の給水管の引き換え工事と、錦中学校校舎の軒裏補修工事を行うものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「そのほかの学校施設においても、緊急を要する工事があるものと考えるが、どのように優先順位をつけて対応しているのか」との質疑があり、当局から、「児童・生徒の安全にかかわるものについては最優先で実施しており、修繕等の小規模の工事については、修繕予算の範囲内で、各学校から提出される点検依頼書に基づき、スピード感を持って順次実施している。また、大規模の工事については、学校等からの要望をもとに予算要求し、計画的に実施している」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正に関し、委員中から、国際交流支援員常駐配置事業について質疑があり、当局から、「本事業については、市内の各中学校区に 1 人、英語が話せる外国人を国際交流支援員として配置するものである。現在、14 人が活動を行っており、中学校の一職員として、地域の方々にも英語に触れ合う機会を提供している。具体的な活動としては、学校においては、先生の指導を補佐する立場で授業に参加して、生徒にネイティブな英語を聞いてもらっており、地域においては、英会話教室の開催や、サークル等の地域活動への参加など、地域とのかかわりを深める活動を行っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「このような事業が実施されていることを知らない市民も多くいると思われることから、より一層の周知徹底を図るよう努めてもらいたい」との意見がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。